省　令

○外務省令第八号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、外務省の所管に属する不動産登記の嘱託職員を指定する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

外務省の所管に属する不動産登記の嘱託職員を指定する省令

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、外務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。

大臣官房会計課長

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（昭和二十六年外務省令第三十一号）は、廃止する。

○文部科学省令第十一号

教育映像等審査規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

教育映像等審査規程の一部を改正する省令

教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二百十円」を「二百二十円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。